（第四面）
（単位：百万円）

ＣＲ１：資産の信用の質

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 （イ＋ロ－ハ）
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計（４＋７）				

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
ａ　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
ｂ　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
ｃ　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。
ｄ　項番４「オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）」の項には、項番１、項番２及び項番３の項に計上される額の合計額を記載すること。
ｅ　項番５「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
ｆ　項番６「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
ｇ　項番７「オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）」の項には、項番５及び項番６の項に計上される額の合計額を記載すること。
ｈ　項番８「合計（４＋７）」の項には、項番４及び項番７の項に計上される額の合計額を記載すること。
ｉ　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
ｊ　イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法及びＣＣＦの適用前の額とすること。